

県管理河川に関する減災対策協議会 次期 5 ヶ年の取組方針

【基本方針】

これまでの取組について継続するとともに、以下の取組内容を追加する。

- これまで本協議会においてハード対策として記載していた「河川改修・堆積土砂等の撤去による洪水氾濫を未然に防ぐ対策」については継続とします。
※なお、流域治水協議会の状況を見ながら今後の取扱を検討することとします。
- 平成 31 年 1 月 29 日付け国水河計第 78 号により示された新たな緊急行動計画により、砂防課と連携したソフト事業の展開（周知）を図る。主には、ハザードマップの作成や防災知識の普及など、重複する取組についてはこれまで以上に連携して取り組む。
- 洪水予報河川および水位周知河川に特定されていた浸水想定区域図の作成義務が、R3 年の水防法改正により、その他の県管理河川に拡大されたことにより継続対応。
- 住民の避難意識向上のため、出前講座等を活用して個々の事象に対応したマイタイムライン作成を促進する。
- 水害危険性の周知として、これまでハザードマップにより対応しているところであるが、災害リスク周知促進として、まるごとまちごとハザードマップをモデル的に導入し、活用方法を検証する。
- その他、以下の内容については項目出しまでは行わないが、必要に応じて既存の項目における各年取組で記載する。
 - ・ 国や市町村と連携した内水排除の運用
 - 12.排水施設、排水資機材等の情報を共有で対応

【主な変更内容】

- 取組内容として土砂災害への対応を含めることとし、協議会の名称を変更する。
(旧) ○○圏域 県管理河川に関する減災対策協議会
(新) ○○圏域 水害・土砂災害に関する減災対策協議会
- 構成員の変更は行わないが、オブザーバーとして「砂防課」を編入する。
- この取組は、令和 4 年度からの新たな 5 ヶ年の取組方針とする。

【今後のスケジュール（案）】

- ・構成員の意見を徴収し、幹事会での検討を経て令和 4 年度出水期までに協議会を開催し承認を得る。
- ・市町村との調整は事務局（各県土）でを行い、国や砂防課との調整は河川課が担当する。